

## 明日の裁判所を考える懇談会(第5回)協議内容

### 1. 日時

平成14年9月30日(月)15:00～17:00

### 2. 場所

最高裁判所図書館特別研究室

### 3. 出席者

(委員・50音順)

大木美智子委員, 大谷昭宏委員, 北川正恭委員, 田中直毅委員, 平木典子委員, 松尾浩也委員, 米本昌平委員

(最高裁判所)

堀籠幸男事務総長, 竹崎博允事務次長, 千葉勝美民事・行政局長

[オブザーバー: 滝井繁男最高裁判所判事, 大谷直人秘書・広報課長, 中山隆夫総務局長, 山崎敏充人事局長, 大谷剛彦経理局長, 大野市太郎刑事局長, 安倍嘉人家庭局長]

### 4. 議題(第5回テーマ「民事裁判の在り方」)

(1)民事裁判の在り方について意見交換

(2)今後の懇談会の進め方について

(3)次回以降の日程について

### 5. 会議経過

(1)意見交換の概要は以下のとおり。

(最高裁)

今回は, 民事裁判の在り方について協議することとしたい。

(最高裁)

小泉総理から, 司法制度改革推進本部の顧問会議の席上で, 裁判の結果を必ず2年以内に出すようにという発言があった。この点を中心に, 民事裁判の現状と裁判所

の取組みについて、資料に基づき説明したい。

まず、資料2が地裁における民事第一審通常訴訟の事件数の推移であり、平成13年の新受事件は、10年前に比べて約20%増加している。

資料3は、地裁における民事第一審通常訴訟の平均審理期間の推移を示すものである。平成13年における全事件の平均審理期間は8.5月であり、10年前に比べて2.4月短縮されている。また、証拠調べを実施した事件の平均審理期間は19.2月であり、10年前に比べて2.6月短縮している。また、経済界から迅速化の要請の強い知的財産訴訟の平均審理期間は18.3月であり、遠くない将来には1年程度に更に期間が短縮されるのではないかと考えている。このような短縮効果は、新民訴法の施行により、争点整理と集中証拠調べが進んだ結果ではないかと思われる。

資料6は、ある程度骨があり、審理に19月を要した事件の平均的な審理手続の流れを図解したものである。争点整理に13月を要しており、この期間が短縮できれば、より短い審理期間で終わることが分かる。

資料5は、諸外国の審理期間との比較であるが、我が国の審理期間は8.5月と、諸外国に引けを取らないものである。ドイツではすぐに判決が出されるが、いわゆるラフ・ジャスティスで、6割の事件には不満が残って控訴され、その半分は取り消されている。また、米国で控訴率が低いのは、陪審で行った判決に対する控訴事由が極めて限定されているためであるとの指摘がある。

資料4は、地裁における民事第一審通常訴訟のうち審理期間が2年を超える事件に関する資料であるが、平成13年は1万1383件であり、全事件数の7.2パーセントである。このように事件処理は全体的に見ればかなり速くなっているが、公害事件等の大規模訴訟と医療及び建築等の専門訴訟との2つを合わせた複雑訴訟については、依然として審理が長期化している。したがって、複雑訴訟を迅速化することが今後の課題である。

そこで、裁判が長期化する原因を調べると、審理に5年以上を要している長期未済事件について、全国の裁判所で記録等を調査した結果、長期化した審理は、2つのパターンに分かれることが分かった。一つは、クラブサンドイッチ型と呼んでいるもので、争点整理、証人調べ、和解及び鑑定が短期間に何度も繰り返されるパターンである。

もう一つは、フランスパン型(パケット型)で、争点整理、証人調べ、和解及び鑑定はまとまりがあるが、そのいずれかが異常に長期間に及ぶパターン(例えば、和解だけで数年間を要しているもの)である。要するに、事前の準備が不十分で、見通しを持たず、計画を立てない場当たりの当事者の訴訟活動により審理が迷走し、裁判所もそれを放置し、当事者任せにしているという審理のやり方である。

このような問題を解決するための方策として、計画審理の実現がある。これは、早い時期に大まかな計画を立て、それに従って審理を進めるというものである。裁判所では運用レベルでこのような取組を進めており、さらに現在、この法制化に向けた検討が、法制審議会民事・人事訴訟部会で行われている。また、計画を初期の段階で立てるためには、十分な証拠が手元にあることが必要であることから、法制審議会では、訴え提起前の証拠収集方法の拡充についても検討されている。また、複雑訴訟に計画審理を導入するためには、複数の弁護士がチームとして訴訟活動にあたることが不可欠である。しかし、我が国では小規模事務所が多いため、それが難しい状態にある。さらに、裁判所の人的態勢の強化も重要なテーマであろう。

また、専門訴訟の迅速化も必要であるが、当事者に技術的な知識、経験が十分でないため、その主張が網羅的、あいまいになりやすく、裁判所にも知識が乏しいことから争点整理が容易でない。例えば、建築訴訟では、100の瑕疵があればその数だけ争点となる。しかし、そのような事件でも専門家が見れば、争点が10くらいまで減ることがある。そこで、専門委員制度を設けて、専門家に裁判手続に関与してもらうことを考えている。今はそのような制度がないので、専門家に調停委員として関与してもらっているが、争点が整理されて、調停もうまくいくケースが多いし、調停がうまくいかななくても、整理された争点に基づいて迅速に訴訟を進めることができる。

医療訴訟では、鑑定人に選任されると、当事者から鑑定人尋問で人格攻撃的な質問にさらされるなど不愉快な思いをするので、鑑定人になりたくないという医師が多く、容易に引受手が見つからない。このため、裁判所では、弁護士とも協力して、鑑定人尋問のやり方等について審理の運用改善を行う一方、最高裁内に委員会を設置し、下級裁からの依頼を受けて、90以上の学会の中から適当な学会を選び出し、その学会から鑑定人候補者の推薦依頼を受けるシステムを作った。また、医療訴訟の改

善に向けた裁判所の近年の取組をまとめた『これからの医療訴訟』という資料を作成し、医療機関等に配布して理解を求めている。これとは別に、各地方裁判所と地域の医療機関との交流も始めている。こうした取組により、現在では、医師、裁判所及び弁護士3者間の交流、協議が進んできている。

また、専門訴訟に対する処理態勢を確立させるため、現在、合計41人の裁判官が、知的財産権関係事件を処理するため東京と大阪の地裁、高裁に配置されている。また、医療事件及び建築事件の集中部を設立し、ノウハウの蓄積を図っている。また、現在、特許権等侵害に関する訴えについて、東京、大阪地裁への専属管轄化を図ることが法制審議会において検討されている。

(最高裁)

協議については、資料1に沿って進めていきたい。今年の7月に小泉総理が「裁判の結果を必ず2年で出るようにする。」と発言するなど、一般に裁判は遅いという印象が強いが、具体的に民事裁判は遅いという印象を持っているか、遅いとすればどのくらいの期間で結果が出ればよいか、迅速な裁判が行われるためにはどのようにすればよいかなどについて協議していただきたい。また、この問題は、民事裁判の充実、特に、医療訴訟や建築訴訟等の専門訴訟における専門家の関与についてどう考えるかという問題とも密接に関連するので、この点も併せて協議いただきたい。

(松尾委員)

小泉総理は、2年以内に必ず判決を出すようにしたいと発言し、その際、「思い出の事件を裁く最高裁」という話を出されたと聞いている。しかし、2年という期間は第一審の話であるから、特別な事件が最高裁まで行って長くかかるという事態とは、直接の関係はないと思う。上告審まで含めて長期化するというケースは今後もあると思われる、この点は分けて考える必要がある。

また、訴訟促進のために新民事訴訟法が平成10年に施行されているので、その効果が出る前に訴訟が遅いという意見が出ることについては、民事訴訟法の学者の間では多少の違和感があるようである。

(大谷委員)

長期の事件とは、マスコミ事件的なものではないかと思う。本日の日経新聞では、判決までに2年を超える事件は7%程度だと出ている一方で、読売新聞では、阪神大震災での高速道路倒壊の事件が判決言渡しまでに5年9月かかり、かつ、その間に裁判官が14人替わっているという記事も出ている。突出したケースであるが、国民から見れば、ひどいじゃないかという印象が残るのではないか。

(最高裁)

マスコミが取り上げる事件は、審理が長期化する事件が多いので、裁判は長くかかるというイメージがあるが、平成13年には全既済事件の約93%が2年以内に終わっている上、平均審理期間も8.5月となっており、平成10年に施行された新民事訴訟法が徐々に効いてきていると思う。これは、争点整理をし、集中証拠調べをすることで事件が迅速化しているためである。ただ、当事者が多数に上ったり、争点が多数であったりして複雑な事件になると、単に争点整理するだけでは迅速化は難しく、専門家を入れたり、計画審理を導入したりしないといけない。

また、裁判官が5年9月の間に14人も替わったというのは、特殊な事例だと思う。

(最高裁)

裁判官が14人も交替するといった裁判所側の事情で訴訟が遅延するようなことはあってならず、そのために遅延したというのであれば、反省しなければならない。大きな事件に集中するために裁判官の異動を延伸するといったことも行っているが、読売新聞で報道された事件でそのような手当がされなかったことについては、反省すべきだと思う。

(松尾委員)

刑事の事件だが、かつてメーデー事件の第一審では、裁判官が10数年間異動せずに事件を担当し続けたということもあった。

(最高裁)

超大型事件は、審理促進のために異動等に一定の配慮をするが、準大型事件は、そこまで目配りができていないという点については、人事当局で十分に考えていかなければならない。

(大谷委員)

警察では、例えば、世田谷一家四人殺害事件で、当初は捜査員90人だったのを、130人にし、その後、180人にまで増やして、世間に事件解決に対する姿勢を示したりする。そのようなことを裁判所はできないのか。

(最高裁)

裁判所は、大規模事件であっても法律上裁判官を5人までは増やせるが、それ以上には増やせない。

(大谷委員)

最近の著名事件は迅速に処理されているように思う。審理が遅延している事件ばかり捉えられて、裁判所は審理が遅いと言われているところがある。

(最高裁)

民事執行事件等で、不良債権問題に関連して事件が滞留している時に、人を集中的に投入して成果を挙げた例もある。

(最高裁)

迅速な処理のために、大規模事件等を担当することになった部に対し、判決起案時などの繁忙時に、新受事件の配てん停止や、通常裁判官3人の部に裁判官4人を配置して、大規模事件の判決起案だけを担当する裁判官とそれ以外の事件を担当する裁判官に分けるといった措置をとることもある。

(平木委員)

事件が迅速に処理されることは、速い解決を望む者には重要であると思うが、問題の解決を図る上で、当事者が求めている一番良い方法を採用すべきであると思う。当事者にとって時間をかけなければ納得しないということもあるのだろう。裁判所や弁護士の都合でどんどん進めたり、時間がかかったりするということは、やめた方がよい。

(北川委員)

専門的な事件が増えているのが、時間がかかる原因ではないか。また、行政機関にもあるのだが、国際化に伴う問題として、通訳を要する事件で通訳人の確保などに時間がかかることがあるのではないか。

(最高裁)

我が国の民事訴訟法は当事者主義を採用しており、主張立証は基本的に当事者が一生懸命やってくれないと裁判所はどうしようもないところがある。計画審理というのは、当事者も一緒になって、いつまでに争点整理を終わらせ、いつまでに証人調べを終わらせ、いつ頃までに判決をするという計画を立てて、裁判の迅速化を図るものである。

専門訴訟、特に医療訴訟とか建築訴訟とかという話になると、当事者も専門家ではないので、的確な主張をすることが困難であり、主張が非常に網羅的になって争点が絞られないということになりがちである。裁判官もそれを待っているほかないという面があり、専門訴訟が遅れる原因となっている。通訳人の問題は、刑事でも民事でも遅延の原因とはなっていない。

(最高裁)

最高裁では、平成元年ころから通訳人の確保に努めており、特に少数言語の通訳人に力を入れてきた。したがって、現在では通訳人が見つからないということはないし、そのために事件が遅れるということもない。

(大木委員)

裁判は基本的には迅速にすべきと思うが、敗訴当事者は拙速のために負けたと思うかもしれない。それでも、裁判は、当事者もやるべきことをきちんとして、迅速にしてい くことが重要ではないかと思う。

(田中委員)

裁判の遅延に関してであるが、バブル崩壊後のノンバンクの破綻処理のために裁判所が使えるのかという議論があり、そのときに、こんなのを裁判所に持っていったら10年かかるぞと行政が言い、政治家の頭の中に、裁判は長くかかるということが入ってしまった。本来は、立法や行政が問題を的確に把握した上で迅速に対応できなかったためなのに、裁判所のせいになってしまったのではないか。

(北川委員)

行政側からすれば、専門的なものや国際的なものとなると行政では裁ききれないから、裁判所でやってくれという思いはある。

(最高裁)

倒産処理事件については、迅速に処理しないといけないという要請が、制度自体にそれほど強く出ていなかった。また、かつては経済界からも倒産処理を迅速にしてほしいというような意見もそれほどなかった。しかし、バブル崩壊後、迅速処理の要請が強くなり、民事再生法等の法律ができて迅速化が図られ、裁判所としては、やっと迅速化のための武器が与えられたという感じである。

(松尾委員)

法制審議会でも諮問に対する審議を速くすべきであるという意見があり、実際に立案は速くなってきている。ところが、そうなると今度は、ジャーナリズムの方から拙速ではなかったのかという批判が出がちで困惑することもある。

(米本委員)

医療界は、構造的な欠陥を抱えている。近代は、ラーニッドプロフェッション(学問的な専門職)という、特殊な学校を出た人達で構成される自治組織が存在し、そこに帰属する者は、プロフェッションルール(職業上の規則)を守る必要がある。しかし、我が国の医師法には医師会規則がない。したがって、メディカルプロフェッション(医療専門職)としての最低限の倫理原則が守られない構造を有している。例えば、医師は、学会を除名されても医療行為ができるのである。

また、仮に、裁判所が、地域の医師に鑑定を頼んだとしても、誰も引き受けないだろう。それは、彼らが個々バラバラの営業主であって、メディカルプロフェッションでないからである。

そして、学会の常識から外れたものは駄目という制度的担保がないため、いったん事故が起きると個々人で処理するほかない。また、今まで学会で基準を設けることもなかった。最近では、個々の学会がガイドラインを策定したりしている。日本の医学界には、自治とそれに伴う相互責任が欠落している。かつては、24年間医学界に君臨したという人物がいて、その人物が求心力を持っており、ある種の緊張感があった。しかし、それは法的な根拠のないものである。

また、本来医学界の自治ですべき医療水準の定立もできず、厚生労働省のお墨付きを得ないと水準を定立できないようなところがある。

さらに、医学界には、プロフェッショナルコントロール、すなわち裁判の前に行われる

べきプロフェッションとしてのジャッジメントが法的制度としてない。そのような制度が構造的に欠落している以上、裁判において、メディカルプロフェッション全体としての支援を当てにすることはできない。

(最高裁)

ドイツでは、医療関係で紛争が起きた場合のために、医療側で紛争解決システムを用意している。そこでは医師が自主的に解決にあっており、9割の事件が解決する。日本ではそのような機構がないために、紛争が起きるとすぐに訴訟になる。本来、そのような機関でスクリーニングできるものも、全て裁判所が背負い込んでいるところが医療事件の大変なところである。

(大谷委員)

裁判迅速化促進法の話であるが、裁判の審理期間を法律で定め、違反をした裁判官を裁くことになるのだろうか。

経済界からの外圧と関係者の努力によって、知的財産権の事件については、審理期間が半減された。しかし、他の種々の事件についても2年間で裁判するということになった場合、国民は果たして納得するのか。聞いてほしかった証人の話も聞いてもらえないうちに裁判されたと言うのではないか。立法化してまで訴訟期間を決めることは適当なのだろうか。医療訴訟や著作権の訴訟事件については、ADR(裁判外の紛争解決手続)を活用し、そこで練った上でなお結論が出ないものについてだけ、裁判所に持って行けばよい。

(最高裁)

平成10年の民事訴訟法改正によって、知的財産事件については、これまでの管轄の他に、東京地裁と大阪地裁にも訴え提起ができるようになり、8割以上の事件が東京地裁と大阪地裁に係属している。東京と大阪には、知的財産事件を専門とする裁判官や弁護士が集まっている。民事訴訟法の改正によって、審理期間を短縮できたといえる。さらに、計画審理を制度化することによって、審理期間を大分短縮できると考えるが、例外なく全ての事件を2年以内にやれと言われると自信がない。

(最高裁)

東京地裁と大阪地裁には、単に事件を集めるだけではなく、裁判官を増員して人的態勢も整えた。だからこそ、迅速化できたのだと思う。

(田中委員)

裁判が遅く、行政が煩瑣な規制をしているから、例えば、製薬会社は、研究開発も薬効も全て欧米に持って行く。さらに、製造過程も外国に行ってしまう。そのため、日本ではR&D(研究開発)が空洞化している。プラクティス(業務)にベンチマーク(基準)を的確に置ける仕組みを作らなければならないということが、強迫観念のように広がっている。

(北川委員)

頼るべきは裁判所という、従来からある日本の裁判所の確固たる地位というのは、動かしてもらいたくない。そういう不易の部分がある一方で、裁判所も税金で賄われているのだから、費用対効果との関係で、利用者に対して、司法サービスを提供していくという観点もあると思う。

(最高裁)

裁判所では、「適正かつ迅速な裁判」と言うが、「適正」が「不易」の部分であり、「迅速」が「流行」に当てはまるのではないかと思う。当事者の言い分を十分聞いた上、証拠調べをし、なおかつ速く判断するにはどうしたらよいかというのが裁判の本質となる。国民は、どの程度長くなった裁判を駄目だと言い、どのくらいの審理期間ならよいと考えているのだろうか。

(北川委員)

三重県には過疎の地域があって、そこでは弁護士一人にほとんどの事件が集中してまわってくるので、時間がかかってしまう。こういう点を改善する制度を整える必要があるのではないか。

(最高裁)

日本の裁判には、当事者主義、真実発見のための精密司法、迅速な裁判という相矛盾する3つの命題がある。審議会の過程でこの相矛盾する3つの命題を同時に満たすことが求められているという感じがしたが、この3つをどちらへ動かしていくべきか。

(松尾委員)

当事者の納得を無視できないことはそのとおりであるが、裁判の迅速化は、戦後50年提唱され続けてきた。最近までは、「訴訟の促進」という言い方もしばしば聞かれ、それは、裁判所の立場からの政策ではないかと批判されてきた。今回の「迅速な裁判」という表現の強調は、一つの進歩ではないかと思う。当事者の中にはゆっくりやってもらいたいという人もいるが、これを乗り越えるためには、「迅速な裁判」を受けるとするのは国民の権利だというコンセンサスを、弁護士を含めて作っていく必要がある。憲法に規定がある刑事事件だけではなく、民事事件についてこそ、「迅速な裁判」を受け権利を確保していかなければならない。

(最高裁)

裁判にも納期があるという考え方に基づいて、平成10年に民事訴訟法改正が行われた。争点を絞り、集中証拠調べをしていくと、ある程度のところで結論が出て、納期に間に合う。これをもう一步徹底するのが、「計画審理」であり、終わりの時期を見据えた審理計画を立て、さらに迅速化していくということである。

(松尾委員)

資料6の「民事訴訟の審理のイメージ」の表を見ると、争点整理の期間が長く、これはフランスパン型のような気がする。刑事事件は、集中審理のために事前準備をし、1回で全ての争点整理をするということになっている。民事事件では無理な注文かもしれないが、もう少し争点整理期間を短くした方がよいと思う。

(最高裁)

そのためには、事前準備をしっかりすることが前提になるので、弁護士側の態勢の改善や意識改革をしていく必要がある。その契機となるのが、計画審理ではないかと思う。

(大木委員)

用意する書類や手続について効率化、簡素化する余地はあるのか。そうしたことが迅速化につながるのではないか。

(最高裁)

確かにその点には改善の余地がある。例えば、医療事件で、カルテは訴訟になってから患者側の弁護士が要求して初めて病院が出すことや、訴え提起前は、証拠保全

という手続をとらないと病院はカルテを出さないというのが現状であるが、トラブルになれば最初から出すということもできるのではないか。証人尋問についても、本当に重要な証人だけ法廷で証言してもらい、あとは陳述書を活用するという方法もある。

(北川委員)

行政のスピードを上げるために、ITを活用し、オフィスオートメーションを導入した。また、次長、課長、係長という役職をなくして、個々の職員が主体的に素早く決定できるようにし、判子の数をトータルで何十万個なくすという工夫をした。裁判所でも、こういった観点からのマネジメントというものを是非進めてほしい。

(大木委員)

「計画審理」という方法は、全ての裁判官に徹底されているのか。

(最高裁)

現在は運用で行っている段階である。来年度の通常国会で、民事訴訟法改正に盛り込まれることになると思う。

(大谷委員)

弁護士が個人営業であるため、次回期日を決めるときに苦労しているので、ある程度弁護士を法人化するとそうしたことが防げるのではないか。

裁判官の数の問題もある。東京地裁の民事事件担当裁判官の持ち事件数は何件なのか。

(最高裁)

170件ないし180件である。

(大谷委員)

その持ち事件の仕事量からして、審理期間を2年間で区切ることは適切なのか。そのために裁判官を増員する必要はないのか。裁判官が足りないのなら、家庭裁判所で人事訴訟をすることも考えられるのではないか。

(最高裁)

人事訴訟は、家庭裁判所に移管されることが法制審議会で決まっているので、実現すると思う。それにより、ワンストップサービスが実現する。

(最高裁)

持ち事件数が180件といっても、そのうち約3割は訴え提起されたばかりの事件で、あまり動きがなく、残りの何割かが争点整理段階のものである。判決を書いたり、和解をしたりする段階の事件は、20件ないし30件であり、それほど負担感はない。バブル崩壊後は、大都市部の裁判所を中心に、持ち事件数が250件を超えたため繁忙感が強かったと思う。審議会での審議当時、人証調べのあった判決の平均審理期間は20.3月だったが、これを1年とするためには開廷間隔を短くする必要があるということで、裁判官の一週間の執務をシミュレーションした。その結果、無理なく行うためには、持ち事件数を140件にすることが必要で、そのためには10年間で裁判官を450人増員する必要があるというプレゼンテーションをした。それでも、例外なく全ての事件を2年で審理することは無理である。オウム裁判のようなものは、訴因の数や争い方からして、毎日期日を入れても2年では終わらない。訴訟指揮権の強化を図ったり、訴訟構造が変化しなければ難しい。

(最高裁)

アメリカのバージニア州の区の連邦裁判所では、知的財産権の事件を含めて、全事件を1年間で審理するという「ロケット・ドケット」という制度がある。アメリカの場合には、裁判官の訴訟指揮権が非常に強力で、当事者が従わないと法廷侮辱罪で弁護士資格を喪失することもありうることから、当初、1年間で審理を終わらせることに反対していた弁護士も、必死で努力した結果、1年で審理できるようになり、「ロケット・ドケット」は評価されるようになった。日本の場合ももう少し訴訟指揮権が強くなれば、もっと計画審理を進められる。

(北川委員)

訴訟のあり方についても、前裁きとしての調停や、役場や県庁等での紛争解決のあり方をトータルで見て、マネジメントを考えてはどうか。

(最高裁)

マネジメントに親しむ事務としては、非訟事件の破産事件や執行事件の事務が考えられ、マネジメントにより事務の効率化ができると思う。

(北川委員)

三重県では、廃棄物に税金をかけると言ったところ、こちらとしては当初11億円の収入があると見込んだのに、アナウンス効果で4億1000万円まで下がり、この4月に税収見込を再計算したところ3億1000万円になった。条例を作っただけなのに、内容的に廃棄物の発生を抑えてくれて効果が上がった。訴訟はマネジメントに馴染まないとして片づけるのではなく、一度検討したらどうか。迅速化という点で、パラダイムシフトはきっとあると思う。

(松尾委員)

選挙違反の刑事事件は、公職選挙法の改正で100日以内に判決するように努めることとしたが、改正の効果はあったのか。

(最高裁)

かなり効果があった。弁護士の理解もあり、非常に有効に機能している。

(松尾委員)

民事訴訟では、最近弁護士が付いていない事件が増えているのではないかと。

(最高裁)

平成13年の地裁事件では、双方弁護士が付いているのは38.4パーセントであり、だんだん減ってきている。本人訴訟と一方にしか弁護士が付いていない訴訟が大体6割を超えている。

ただ、骨のある事件には大体双方に弁護士が付いている。

(松尾委員)

刑事事件は90パーセント以上の事件に弁護士である弁護人が付いているが、私選弁護人の比率はやはり低下しているようだ。

(最高裁)

国選弁護人の比率が増えている。

(最高裁)

法廷の言葉が難しいとか、手続に関する裁判所の情報発信が十分ではないというように、裁判所が利用しにくいという指摘があるが、その点についてはどのように考えるか。

(北川委員)

私も、片仮名を使いすぎると言われる。一方で、三重県では「前向きに検討する。」、「善処する。」といった行政独特の言葉を載せた禁句集を作っている。

(松尾委員)

「境界確定」を、法律用語では「けいかいかくてい」と読むが、一般的には「きょうかいかくてい」と読む。「競売」を、法律用語では「けいばい」と読み、「遺言」を法律用語では「いごん」と読む。有斐閣の法律学辞典を編纂したときは、「境界」は「きょうかい」と読むことにした。

(大木委員)

判決の言い回しは難しいし、専門的で分かりにくい。また、裁判を利用する側からは、事前にどのくらいの費用と時間がかかるのか分かれば、安心して裁判を試みようという気持ちになると思う。

(最高裁)

民事事件の当事者からは、この裁判はいつ終わるのか、今どの段階で何をしているのかがさっぱり分からない、とよく言われる。そこで、審理手続を透明化しようということで、平成10年に新民事訴訟法ができた。また、計画審理は、審理手続の透明化を徹底させるものである。すなわち、例えば1年半で終わるということを先に決めてから審理を始め、今、どの段階にあるのか、いつ頃終わるのが分かるような工夫が必要である。

(大木委員)

裁判には、どのくらい費用がかかるのか分からないという不安な気持ちもある。

(松尾委員)

費用がかかる部分の一つは弁護士報酬であるが、これについては弁護士会も努力し、透明化を図っているようである。もう一つは裁判所の費用であり、これは分からない。民事訴訟費用等に関する法律は、約20項目を定めているけれども、結局、普通の事件でいくらかかるのかが分からない。モデル事案の場合、費用はこれくらいかかるというのを付録の形で付けてもらえるとよいと思う。

(大木委員)

そういう情報が開示されると、利用しやすくなると思う。

(最高裁)

1000万円の損害賠償請求の訴えを提起した場合、1000万円が利益となる。その利益部分を細切れに積み重ねて印紙代が計算されるため、分かりにくい。より明確にするために、今、改正作業が行われている。

(北川委員)

今までは、どうしても官尊民卑的だったと思う。そこで、三重県では、「指導課」、「管理課」、「財政課」という名称を廃止した。税務の「出頭命令」という用語も直した。一度、受け手側から見直すと、発想が変わってくるかもしれない。そういう言葉を大分変えたのだが、慣れている言葉をなくしたことで分かりにくくなったと叱られている面もある。

(最高裁)

裁判所では、例えば、窓口のカウンターを低くするといった工夫もしている。また、手続を分かりやすくするために、パンフレットを作り、最近ではイラスト部分を多くしたパンフレットで、簡裁の少額訴訟等の説明をしている。ファックスサービスによる情報の提供もしている。

(最高裁)

昭和62～63年頃、簡易裁判所の適正配置ということで、簡易裁判所を統合した。出先の数を減らす代わりに接点となる窓口機能を充実させ、利用者が利用しやすい窓口対応をしようと、簡易裁判所を中心に、身近な裁判所、利用しやすい裁判所というスローガンの下、民事手続を中心にいろいろなパンフレットを作成した。簡易裁判所等で使う申立書についても書式化し、それに記入すれば訴状ができるようなものを用意して、かなり充実してきている。

(最高裁)

執行事件や自己破産についても申立書を書式化し、チェック方式で簡単に完成するような工夫をしているところもある。

(最高裁)

受付をオープンカウンター方式にし、銀行と同様に窓口で整理券を交付して待ち人数を表示したりしている。

(北川委員)

三重県では、15分以上は待たせないようにし、遅れたときは理由を説明するなど、親切なコミュニケーションを心がけている。また、「苦情処理」という言葉をやめ、苦情を「神の声」と受け止めて、受付で全て処理できるようにしたところ、対応のスピードが上がった。

(2) 今後の懇談会の進め方

次回は「家庭裁判所の機能の充実」をテーマに議論することとなった。

(3) 次回以降の日程

第6回：平成14年11月27日(水)午後3時～5時

第7回：平成15年1月29日(水)午後3時～5時

以上